

移転価格事務運営要領 新旧対照表

改正後	改正前
<u>(企業グループ内における役務の提供の取扱い)</u> <u>2 - 10</u> <u>(1) 法人とその国外関連者の間で行われるすべての有償性のある取引は国外関連取引に該当するのであるから、当該取引の調査の実施に当たっては、例えば、法人がその国外関連者のために行う(法人のためにその国外関連者が行う場合も含む。以下同じ。)次に掲げる経営・財務・業務・事務管理上の役務(以下「役務」という。)の提供で、当該法人から当該役務の提供がなければ、対価を支払って非関連者から当該役務の提供を受け、又は自ら当該役務を行う必要があると認められるものは、有償性のある取引に該当することに留意の上、その対価の額の適否を検討する。</u> <u>なお、法人が、その国外関連者の要請に応じて随時役務の提供を行い得るよう人員や設備等を利用可能な状態に定常的に維持している場合には、かかる状態を維持していること自体が役務の提供に該当するので、それぞれの実情に応じ、その対価の額の適否を検討する。</u> <u>また、国外関連者が、非関連者から役務の提供を受け、又は自らこれを行っている場合において、法人が当該国外関連者に対し、当該役務と重複した役務の提供を行っているとは認められるときは、当該法人が行う当該役務の提供は有償性がなく、国外関連取引には該当しない。ただし、この場合においても、例えば、当該役務の提供の重複が一時的なものにとどまると認められるもの、又は、事業判断の誤りに係るリスクを減少するため手続上重複してチェックしていると認め</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>られるものはこの限りでない。</u> <u>イ 企画又は調整</u> <u>ロ 予算の作成又は管理</u> <u>ハ 会計、税務又は法務</u> <u>ニ 債権の管理又は回収</u> <u>ホ 情報通信システムの運用、保守又は管理</u> <u>ヘ キャッシュフロー又は支払能力の管理</u> <u>ト 資金の運用又は調達</u> <u>チ 利子率又は外国為替レートに係るリスク管理</u> <u>リ 製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援</u> <u>ヌ 従業員の雇用又は教育</u> <u>(2)他方で親会社である法人が行う役務の提供に関連する諸活動であっても、例えば、親会社の株主総会開催のための活動や親会社の証券取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動で、子会社に対する親会社の株主としての地位に基づく認められるものについては、子会社である国外関連者の営業上、当該親会社の活動がなければ、対価を支払って非関連者から当該役務の提供を受け、又は自ら当該役務を行う必要があると認められず、有償性がなく、国外関連取引に該当しない。</u> <u>なお、親会社としての活動が、子会社に対する株主としての地位に基づく諸活動に該当するのか、役務の提供と認められる子会社の監視等に該当するかについては、それぞれの実情に則し、有償性の有無を判定することになる。</u> (無形資産の使用許諾等)	(無形資産の使用許諾等)

改 正 後	改 正 前
<u>2 - 11</u> (価格調整金等がある場合の留意事項) <u>2 - 12</u> (外国税務当局が算定した対価の額) <u>2 - 13</u> (事前確認の申出との関係) <u>2 - 14</u> (移転価格課税と所得の内外区分) <u>2 - 15</u> (過少資本税制との関係) <u>2 - 16</u> (源泉所得税との関係) <u>2 - 17</u> (消費税との関係) <u>2 - 18</u>	<u>2 - 10</u> (価格調整金等がある場合の留意事項) <u>2 - 11</u> (外国税務当局が算定した対価の額) <u>2 - 12</u> (事前確認の申出との関係) <u>2 - 13</u> (移転価格課税と所得の内外区分) <u>2 - 14</u> (過少資本税制との関係) <u>2 - 15</u> (源泉所得税との関係) <u>2 - 16</u> (消費税との関係) <u>2 - 17</u>